

令和6年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業  
(I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)  
事業内容報告書の概要

方公共団体名【京田辺市】

令和6年度に実施した取組の内容及び成果と課題

1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等)

すでに必要な事例について、協議・連絡体制が構築されている。

教育委員会担当者、担当指導主事、学校管理職、学校担当者で構成する個別ケース会議をその都度開催している(外国籍児童生徒全体にかかる協議会のあり方は、対象児童生徒数が今後増加してきた場合の検討課題である。)。

外国籍児童生徒について、貧困や家庭の課題も含めて京田辺市家庭児童相談室と連携している。  
外国人としての生活の相談は、京田辺市市民参画課や京都府国際センターに繋いでいる。

2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)すでに必要な事例について、協議・連絡体制が構築されている。

教育委員会担当者、担当指導主事、学校管理職、学校担当者で構成する個別ケース会議をその都度開催している(外国籍児童生徒全体にかかる協議会のあり方は、対象児童生徒数が今後増加してきた場合の検討課題である。)

。

外国籍児童生徒について、貧困や家庭の課題も含めて京田辺市家庭児童相談室と連携している。

外国人としての生活の相談は、京田辺市市民参画課や京都府国際センターに繋いでいる。

(2)対応する言語の特別支援教育支援員(市会計年度職員)を配置し、学習の定着や保護者とのコミュニケーション支援を行った。

中学校で特別支援教育支援員が同席して生徒と保護者に対して進路相談・進路指導を実施した(対象生徒1名)。

R6 配置実績:1名(中国語1名)

R7配置予定:3名(中国語2名・スペイン語1名)

R8配置予定:3名(中国語2名・スペイン語1名)

(3)国語や社会など十分な日本語の理解が必要な授業については、別室で取り出し授業を行い丁寧な指導を行った。

(4)外国籍児童生徒の受け入れ実績のある学校での取り組みについて、新たに外国籍児童生徒の転入を受入れる学校に情報共有し対応方法を提示した。

(7)翻訳器(ポケトーク)を活用し、児童生徒同士のコミュニケーションや指導の手助けとした。

(10)授業中の言語面の支援、教職員とのコミュニケーション支援、保護者面談時の支援を行った。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)外国籍児童生徒の転入があった際は、個別ケース会議で学校の受け入れに係る体制や支援について確認し、児童生徒の就学へと繋げることができた。外国籍児童生徒全体にかかる協議会のあり方は、対象児童生徒数が今後増加してきた場合の検討課題である。

(2)特別支援教育支援員の配置により、外国籍児童生徒の学習定着の促進を図ることができた。学習の到達度も分かるようになり、通常の学級での授業参加へと繋げることができた。また成績評価も付けることが可能になった。

生徒及び保護者の進路相談・進路指導等に特別支援教育支援員が同席することで、学校が保護者とコミュニケーションを重ね、保護者の意識も醸成しながら理解を得て取り組むことができた。

外国籍児童生徒の転入があった際すみやかに特別支援教育支援員を配置することが難しい(予算・職員採用)。

(3)学習の定着に必要な日本語の支援については、特別支援教育支援員の配置により丁寧な指導を行うことができた。国語や社会などの授業は外国籍児童生徒の十分な日本語の理解が必要であり、取り出し授業などの対応となる。一方で、特別支援教育支援員も学習についていくことが難しい場合があり、学力及び語学力が求められる。

(4)本市の外国籍児童生徒の受け入れ体制を確立していくにあたり、事例は少ないが実績のある学校の取り組み等

を情報収集し、各校の受入れ時に共有することができた。

外国籍児童生徒の受け入れ実績が少ないことから、今後さらに各学校の取り組み等を情報収集・発信することで、新たに外国籍児童生徒を受入れる際の支援へと繋げていく必要がある。

(7)特別支援教育支援員が不在の際も教職員や子ども同士のコミュニケーションが円滑になり、外国籍児童生徒がより安心して就学することができた。日本語での日常会話が可能な児童生徒でも翻訳機だけで授業を理解することは難しく、今後も特別支援教育支援員の配置と併せてICTの活用を検討していく必要がある。

(10)学習の定着に必要な日本語の支援については特別支援教育支援員の配置により丁寧な指導を行うことができた。学習の到達度も分かるようになり、通常の学級での授業参加へと繋げることができた。また成績評価も付けることが可能になった。

保護者への連絡や面談を行う際に特別支援教育支援員が同席することで、保護者とのコミュニケーションが円滑になった。生徒及び保護者の進路相談・進路指導等に特別支援教育支援員が同席することで、学校が保護者とコミュニケーションを重ね、保護者の意識も醸成しながら理解を得て取り組むことができた。

外国籍児童生徒の転入があった際すみやかに特別支援教育支援員を配置することが難しい(予算・職員採用)。

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	(人園)	(人校)	1人 (1校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		(人校)	1人 (1校)	(人校)	(人校)	(人校)	(人校)

#### 4. その他(今後の取組予定等)

令和6年度に実施した特別支援教育支援員の配置及びICT機器を活用した支援を軸に、今後さらに多様化する外国籍児童生徒の受入れ体制を確立していく。また、他市の取り組み状況についても研究をしていく必要がある。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。